

ヤマハ楽器レンタル スタンダード定額プランについて

楽器レンタル定額プランは、レンタル品の購入はできないものの、毎月定額でお好きな期間までご利用が可能なレンタルプランです。最短1ヶ月から利用が可能で、最長レンタル期間の設定はなく、お好きな期間までご利用が可能。短期から長期まで、お客様の様々な用途にあわせフレキシブルにご利用いただけます。

<ヤマハ楽器レンタル 「スタンダード定額プラン」の概要>

■主な特長

- 最短レンタル期間は1ヶ月です。1ヶ月経過後はレンタル品返却まで自動延長となり、毎月定額のレンタル料が発生します。レンタル品の購入が可能な「ショートプラン（最短1ヶ月～）」よりもリーズナブルな月額レンタル料金で利用できます。（最短レンタル期間以上でご契約をいただき、最短レンタル期間到達前にご返却の場合でも、最短期間のレンタル料は発生いたします。）
- 本プランではレンタル品のご購入はできません。
- 新品/USEDの選択はできません。また、レンタル契約中のプラン変更はできません。
- レンタルご利用期間中またはレンタル契約終了後6ヶ月以内に、ヤマハ製品の取り扱い店で11万円（税込）以上のヤマハ新品をご購入の際にはキャッシュバックが受けられます。
- 「音レント」のご利用には、初回登録料2,200円（税込）が必要です。

<「スタンダード定額プラン」FAQ>

Q: 「スタンダード定額プラン」を利用したい場合、どのように申し込めばいいですか？

A: 定額プランは「音レント」サイト：Web申込限定となります。

こちらのURLからお申込ください。 <https://rental.jp.yamaha.com/shop/c/c107120/>

Q: 「スタンダード定額プラン」のレンタル品はどこで受取できますか？

A: お客様のご自宅直送となります。 ※ヤマハ楽器レンタル取扱楽器店の店頭ではお受取できません。レンタル品お届け時の送料は当社が負担いたします。（返却時の送料はお客様負担となります。）

Q: 「スタンダード定額プラン」のレンタル品は、支払済みのレンタル料を充当して購入できますか？

レンタル品は購入できません。

レンタル品の購入ができるプランは、ロングプランまたはショートプランとなります。

Q: 使わなくなったレンタル品、定額プランを終了した際のレンタル品返却はどうすればよいですか？

A: 下記住所へ送付ください。 ※レンタル品返却の送料はお客様負担でお願いいたします。

【定額プラン：レンタル品返却先】

〒335-0032 埼玉県戸田市美女木東1-4-22

株式会社 第一管理 内 (株) ヤマハミュージックジャパン

TEL 048-421-4356

※返却の際、宅配便送り状の「品名」欄に、「楽器名」・「レンタル契約NO.」をご記入ください。

※定額プランのレンタル品を着払いで返却された場合は、一律2,200円（税込）を申し受けます。

※返却が必要な付属品・梱包箱および梱包材は、必ず楽器本体とともにご返却をお願い致します。

【本件のお問合せ先】 (株) ヤマハミュージックジャパン レンタル・リース課

フリーダイヤル：0120-381-808（土・日・祝日を除く 9:00～12:00 / 13:00～17:00）